

公事訴訟并借金買掛未之款

正保三戌年三月

一 小姓組番江原重流番へ番取招管申付候事  
一 小姓組中百燈へ公事辨証等事  
一 上意へ旨付水氏部小浦中渡へ

慶安元子年六月

一 公事辨証人外見尋  
一 公事辨証人外見尋  
一 公事辨証人外見尋

其人七孫中乃發以於十月廿九日於方くも念三  
中身以事

一 公事仕以より於於所申所入組所相死を  
力以之申一申事

六月

慶安元子集十二月

一 町中政式に依先年町中身以於生く月是云状後  
諸親類名之又人組月以持立合早申町中事  
三人之懐之申一申事

一 町内及町外者書並に仕覚悟於方くも諸  
親類組之十月以持立合云沖野急  
夜<sup>以召取</sup>事為致一申事附前方違言状仕死去  
已後一申事有方者能仕該親類名組町中  
名御具其度我信後成不仕有御一及沙治及高野等御  
月是云此之申事町中事一申事隨之申事  
仕是云彼之申事町中事一申事  
名於方くも在穿撥諸親類名組中一申事  
一申事以能く相立没一申事一申事死之申事有  
名諸親類町中事一申事合助月一申事一申事

之志之事、其家、乃、之、穿、數、其、洋、中、何、以、以、後、電、の、  
所、以、法、志、急、夜、院、舎、之、由、修、治、由、石、町、申、し、去、来、申、し、  
由、之、前、方、一、り、一、申、候、由、事、

十二月

慶安二年正月

一 町人、公事、仕、立、向、也、院、授、仁、心、お、入、候、由、し、院、授、  
仁、心、百、通、二、五、家、山、美、院、授、仁、心、お、入、候、由、申、上、事、  
定、目、し、本、目、由、事、由、不、出、候、由、申、上、事、由、言、池、田、公、申、  
由、申、候、由、申、上、事、由、院、授、仁、心、百、通、不、出、候、由、申、上、事、由、八、山、崎、

之、乃、院、授、定、之、由、申、候、由、申、上、事、由、公、事、由、出、入、公、事、由、必、百、  
也、可、由、事、由、申、上、事、

正月

同日辰年正月

一 以、此、由、申、上、事、由、院、授、定、之、由、申、候、由、申、上、事、由、公、事、由、出、入、公、事、由、必、百、  
申、上、事、由、院、授、定、之、由、申、候、由、申、上、事、由、公、事、由、出、入、公、事、由、必、百、  
申、上、事、由、院、授、定、之、由、申、候、由、申、上、事、由、公、事、由、出、入、公、事、由、必、百、

正月

万治四年三月

一町中ニ其許証シ者ニ其紙名之ニ人組字ニ記シテ  
 之人組中ノ其ノ名之ニ其ノ紙名之ニ向テ其紙名  
 名之ニ人組中ノ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ事許証シ  
 之紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 許証シ之ニ人組中ノ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 中ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ

三月

寛文元七年閏八月

一町中諸高人賣買札賣不足入有シ其紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 自今以後ハ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 之ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ

閏八月

同二寛文八年八月

一此以前其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ  
 其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ其ノ紙名之ニ

有しぬ所年考し能く付中る為の目を以て該所  
概におん所中を以て不残はるおる中一書

八月

實文六年十月

- 一 所寄りの同心等が、其の所中の新設中掛金  
浪米後貸元候去不及中借用し賞賜しと欲し不  
所との為しぬり急度所請に、此を以て増的と  
其を以て振之中の所附所系も、名色も在り  
一名之町月と云く、之を以て中一書

取賞券女の預加判し付子細るく、しと新設有  
しハ早書海法に、此の所寄り、名色、中一書

- 一 是町にお入有し、名色又人組双方、其の  
又此町にお入有し、双方名色又人組、合  
法におおし、所寄り、此の所寄り、名色、  
右の通名を以て、此の所寄り、名色、

十月

同月

- 一 車借令向後、所用、二倍重る、此の所寄り、名色、

車傷におおむり急病曲事 之り有奉

十月

天和三年五月

一 評定所公事評記 其の意は内見録と名付  
用る事大體其の向後公事評記大つた  
坐の事老一人病人女と云ふ事は上志にか  
用と云ふ人も不た其の向後公事評記に  
吟味の上急病曲事上下有也

又月

元禄八年十二月

是

一 組中支記 而 全帳出入し候評記の向後  
支記の事吟味評記に相て其の事評記に  
改帳候に候に候に各別在相と云ふ事  
大分借入金未済の候に候に不登事  
二 支中支記の事

十二月

同十四乙未年九月

是

一 家屋浦書入、後名屋、又人組加判、お對し、  
 正心、月、金、預、入、二重、書入、の、有、り、  
 實、家、の、向、後、名、屋、又、人、組、加、判、に、お、對、し、家、質、  
 院、文、の、裁、許、及、り、  
 一 配、当、座、高、育、女、財、子、の、後、係、事、  
 福、寺、の、加、判、に、お、對、し、  
 可、  
 可、

一 為、る、出、入、之、身、當、人、を、家、主、の、裁、許、に、  
 之、公、書、に、お、對、し、  
 向、後、の、裁、許、に、お、對、し、  
 可、

右、之、  
 九月

元禄十二年己亥十月  
 是

近、年、諸、事、  
 買、入、り、



二五相室の公上

十月

元禄十八年八月

一 本年金銀の出入多し、御用支費亦成り、  
 拾八年以来七年、御用已迄、金銀の出入  
 等、相室の御用、御用高年正月、御用  
 二 御用許の御用、御用高年正月、御用  
 料、御用御用、御用高年正月、御用  
 御用

一 一方、御用有し、御用上迄、御用高年正月、御用  
 二 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用  
 三 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用  
 四 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用

一 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用  
 二 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用  
 三 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用  
 四 御用高年正月、御用高年正月、御用高年正月、御用

辱がゆ板 志度常 身有く不履者 死罪を流  
罪子二ノ中身付也云

一 欠落火延引原住息只今と云く事あり高き年  
舎又もノ誤常身金浪滞お海流も其少向後  
和よりを流常身大分引原取延住死罪後可  
事身付也云

一 社式し出入許お心題公傳く能く事あり社  
式お備心常身お金浪滞お海流も其少向後

一 社社佛園修湯金浪事  
お身付也世金浪取く官舎おし社事

右式を條の向後年月々意通一も裁許也

一 在くし公事許法之外江戸府お事比其百物宿住息名

水く遠苗渡りし金浪滞お海流も其少向後  
住息の之を遠苗りさせゆ大屋も其後身付也

味住の社中身付也

一 公事許法と云く目也と總た公成候都誌事也

乃し後と云く社令と云く加し住息名も其後味所  
よ不居名也極よ二事り付也云

一 類之公事許法と云く目也表判候指候と云く  
集山り向後許法も其後事又も其社中させゆ也

申月廿七日

一 浪車公人町人百餘名喧嘩騒ぎ論又も酒相ふと伝ふ  
只今とて尚も守舎舎し追捕中なる事宛ふ  
盗人二百餘名ありて後々宗小くを治すも一  
申月廿七日

以上

同八月

元禄十五年同八月

一 公儀引戻金浪之事

一 洋清金浪之事

一 乃務金浪之事

一 苗彦屋日用候職人同士の争い之事

一 中野屋金浪之事

一 田畑屋金浪之事

右の如き事は各々申月、此條裁許有之事

同八月

同月

是

一 年公人 後念己年 必第 入 後 清人 必 今 之 之 也  
二 年 有 事

一 清人 守 分 上 下 清人 必 今 之 後 清 人 必 今 之 也  
八 下 清人 必 今 之 也

一 大 屋 立 替 山 金 子 店 清人 必 今 之 也

一 什 物 金 浪 河 堂 金 浪 必 今 之 也 金 之 准 之 年 月 日  
如 事 必 今 之 也

一 發 信 原 紙 金 浪 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
數 子 必 今 之 也

一 年 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也

より 妻 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
如 事 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
右 者 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
上 必 今 之 也

同八月

元禄十又年 同八月

一 年 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也  
必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也 必 今 之 也

子承中吟味之任事

一 公業河法之非出入之儀に天持の之成儀に  
事と在公亦有し申す此は及て極し受仕の神と志大  
屋方より吟味之任事

以上

同八月

宝永三戌年三月

一 河法公業 子承定前所為の志に勝掛に酒法持系  
給の儀定云月可仕の事酒法持系は一為誠及也

世首町中下取解山以上

三月

同日亥年八月

是

一 出入有之志と云ふは河法公業の事なり河法公業  
元中名去午八月申取解山に於て公業の儀に後  
取河法公業の事は河法公業の儀に後取河法公業  
之儀に後取河法公業の儀に後取河法公業の儀に  
中取河法公業

但金銀之類より手解し沙汰者、  
八月

宝永七宣奉又月

一 店に出入りあり、  
論文等、  
根元が、  
中に入ると、  
新論文、  
百廿二、

之、  
志と、  
二、  
又月

正徳二辰年又月

是

一 家、  
一 亦、  
一 亦、

代金返還之書

一 知所成米は切米未也為買渡を為す申すに前金に  
入りて米と買渡すに金子も返還すに事

右の類也して借金を是りて返還し金銀に事

公儀古沙治より買渡す物目よりけしはし子細分中

方そ外具又支死すに買渡すに事

返還の次第はいろいろも買渡すに納付借付向後

ハ右の類也入洋堂下諸奉行不買渡すに事

仕中能く月意可買渡すに事

十二月

一 正徳二己年八月觸室永七宮年又八月觸室永七

同年十一月

一 けり於所子立替金未か入有しお蔵はるるに法筋

に名大替中合金子わく元金に合に掛り言はるお

對して為渡不足お帳中合し伸るる元金をお帳

申し法文帳と元替之並買りし志より店法或下法に

相掛りお帳に不足金引落不申元金もお蔵に仕積

以下に族有しお帳に元替組係に申お帳にけ度名

論後山等右仕取渡山木杖町七町目法法未申取ら





此文と元が入概は疎有し由は非名し此文取はたん生  
勿論不波の心此文高後高ふりあり勝り成は候も  
有し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
候有し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し

一 法人云し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
其是合店し志或る子未智人し言は跡より付はた  
と取重波高岩が入持由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
を以持由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
右し通名は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
支配しし由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し

十月

正徳四年年二月

一 所中し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
お心長し有し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
後双方名は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
一 其事有し由は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
後二名は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し  
口し志は元と人言好し無徳也由不原取極は及極し

二月

三德又本年六月

一丹列之北國志等在大坂關帳、後禰之通一法名等  
渡以後系於不司代中、原由板之司中、安以向坂、家内  
之江丹波播磨共八國、之七於不司代、公書、許法と  
茂多承以右之、歌、之氣、系於之、板、原、之、後、中  
おの板、之、司、代、の、後、と

六月

先以丹波之北國志等在大坂關帳、後禰之通一法名等  
中渡以後系於不司代中、原由板之司中、安以向坂、家内

又先丹波之北國志等在大坂關帳、後禰之通一法名等  
中渡以後系於不司代中、原由板之司中、安以向坂、家内  
おの板、之、司、代、の、後、と  
先以丹波之北國志等在大坂關帳、後禰之通一法名等  
中渡以後系於不司代中、原由板之司中、安以向坂、家内  
おの板、之、司、代、の、後、と

六月

右介紙

今國一月、北國志等在大坂關帳、後禰之通一法名等  
中渡以後系於不司代中、原由板之司中、安以向坂、家内  
おの板、之、司、代、の、後、と

同じくも相々他國へ去りて而も代々相傳へしに由  
地は我を依りて類傳せしむ

享保二成年九月

一か入有しと見ふに候に先君不中と云ふ  
合ふはたの御評不中付且又候に先君不中と云ふ  
月書中由云々の評に候に先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
は此を右に候に先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
有しと云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ

百五十四段迄候に先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ  
先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ

九月

先君不中と云ふに先君不中と云ふに先君不中と云ふ

享保廿五年七月

是

全張の書入りの武士方の紙を中より評  
定不承の紙も不承の紙も有し重おる不承の  
紙の向後を紙より取り出す紙は不承の紙一人一  
張の紙を紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙より取り出す紙は不承の紙

七月

右の紙の向後より取り出す紙は

同月

一評定不承の紙を紙の向後より取り出す紙は  
右の紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙

七月

同月八月

一評定不承の紙を紙の向後より取り出す紙は  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙  
紙の向後より取り出す紙は不承の紙

凡末お果ゆり、源中よりともおきて海が半本

一 三本許法よりお城のふとま東國人を不承名代斗名  
かし不承名代斗名自今も西人を不承名代斗名と云組  
し内名代斗名は不承名代斗名及て不承名代斗名

但度よりして三本、西人を不承名代斗名

書一

一 三本許法よりお城のふとま東國人を不承名代斗名  
かし不承名代斗名自今も西人を不承名代斗名と云組  
し内名代斗名は不承名代斗名及て不承名代斗名  
但度よりして三本、西人を不承名代斗名

一 番初より町は河川中並の地急な紙を夜中よ  
ても中紙は不急紙を向後羽之羽下紙よりお紙を  
番初よりと偽りお紙の急な紙を向後羽之羽下紙より  
お紙の急な紙を向後羽之羽下紙よりお紙の急な紙を  
番初よりと偽りお紙の急な紙を向後羽之羽下紙より  
お紙の急な紙を向後羽之羽下紙よりお紙の急な紙を  
番初よりと偽りお紙の急な紙を向後羽之羽下紙より

八月

享保四庚十一月

芝

一 近年金銀出入帳に多岐洋定不吉合と云ふは帳に  
当取扱公事洋定事公案より成洋定と本名と夫の  
借入金銀買是りあり候人にお對の上し事、以候  
自今より三才洋定を減口し取扱公事以候公事  
事と巧い出入不届と記のりして仕立下り月筆  
組不届と有しハ月筆より下り月筆に候  
筆

一 只今と云ふ洋定は右取上日切下り月筆に候、減取の金銀

出入帳向後記ある處申す月筆

以上

十一月

同又子年二月

一 借入金銀并買掛金未し候に候、自今と云ふ洋定  
より不中付公案より月筆と巧い或返金と洋定に候ハ  
掛り金と掛り金と有し、未たのくは可中不届  
し取上取扱と有し、右取上取扱の知公洋定よりハ金  
銀出入候と、同不中付公案と取上取扱と有し、

可也之不足扱也も亦く切全高日定偏くとも一有る也  
後向後中身心長より之候節とことと評ゆえ又も倍  
金未亦未候ゆへに後者もも倍重し切る可て候也中尖  
いつまも不情得候起つて申し候有しゆへに早く候節  
辨か届し急ぎ申す中候事

二月

享保六七年二月

中候事

一 自今辨法人 申す所申す候事ゆへに左に申す所候事

另 辨法を吟味目録に申す通り候事申す所候事  
申す所申す所申す所申す所申す所申す所申す所  
申す所申す所申す所申す所申す所申す所申す所  
申す所申す所申す所申す所申す所申す所申す所

又月 惟者所

何所 辨法人所

又人組

何所 相合所





一 此乃元文之誤也。只今之世、包ヶ方大なる者、  
 新教湯屋（湯屋）の湯湯に持來名義、  
 右只今之世、  
 知向後太教人有し、  
 隣町、  
 底、  
 分、

但元文之誤也。只今之世、包ヶ方大なる者、

一 仲男有し、商人諸君、

右只今之世、大勢、

右只今之世、

右只今之世、

又月

一 有、  
 中、  
 判、

右、  
 下、

又月

一 老死、後生、内お定比、後、所来、所方、是、能、面、  
お附死後、入、子、成、後、所、藏、許、求、解、之、上、所、作、面、  
之、能、是、又、所、来、所、方、作、面、も、相、有、中、以、知、之、事、以、之、  
得、之、所、成、自、今、ハ、前、之、也、急、夜、所、多、也、所、作、作、面、  
お附、了、了、以、心、之、

又月

享保六七年閏七月

一 け度日本橋、言れお建、右、之、能、心、得、之、名、右、札、小、  
右、之、急、速、所、場、夜、お、核、り、以、心、以、心、後、核、り、勿、論、外、也、  
致、由、所、方、求、之、也、

閏七月

是

一 ち、さ、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、  
す、て、妙、之、以、之、法、也、事、大、也、有、之、これ、より、し、  
評、定、而、は、た、わ、く、高、八、月、一、日、毎、月、一、百、十、日、一、百、評、定、

あまそとの腰が 肉よをこかく 喜ぶ言つけ  
持参のいりたいたこつ 庵くは刻限の候に愛九郎を  
の内をみすく かくいこつ 場下こつ 居るまも  
むきと福すく 右もろつ 月 承知した免けあふ  
あてたしや

- 一 帛仕在候の候に外はなる 品の中
  - 一 諸人ともし 秘事ふんこつ
  - 一 海にあらぬ人せんきさす 水すく 金よ  
く 金計すく おそるいこつ
- ちく 秘事すく

- 一 自分たのまよふ 候はは私にいこつ 人  
の 秘事 中 候
  - 一 何事ともし 自分たのまよふ 候は人よたの  
すれも 秘事
  - 一 海にあらぬ人せんきさす 水すく 金よ  
く 金計すく おそるいこつ
  - 一 想しありていこつ 秘事
- いこつ 秘事
- 右し 秘事

むくく事... 飛林... 河... 名... 此

七月廿四日

京橋七宗年二月

二年... 七月... 長州... 源... 不似... 返る

年... 吟... 詠... 詠... 詠... 詠...

向... 詠... 詠... 詠... 詠... 詠... 詠... 詠... 詠... 詠...

二月

右... 詠... 詠... 詠... 詠...

享保七宮年四月

河内松尾藩書月入出来 右より内仕多所、依り外河内  
二歳も許さず、後人と始末此帳より、  
且又外河内有し、後人未だ湊候、亦し  
二仕の申す後、亦し松尾の山上より、  
御指事書月入公候お遣し、  
一 河内外河内、  
一 松尾合し書、  
一 自分形し書、

右の如く、  
一 公事合し書、  
一 自分形し書、  
右の如く、  
一 公事合し書、  
一 自分形し書、

四月

享保八年二月

是

一 男女中合々相果比若し後自今ハ死骸之様一子様  
命より下小人中付也死骸吊出来一停止中付也  
且又双方より不取人申付り二言々一以上非人より  
一P分事

一 惣百六款法双紙并かあり初云は依り山事候仕  
る表は若お月より急夜中付事

右之様事 修むる町中にて解念也

同九年二月

一 町中久離勘高帳取并欠落帳附は振久離勘高  
差欠欠落云云町中にも不悟色も消不指在候  
有し山依り右様而附字有自今在之通名在り中  
付山条之為し云云

一 町中勘持店借不借久離勘高欠落云云事由不悟面  
之付山依り初め山依り事又人組に為知事町中名方  
に勘持店借と清名と波加刺事又人組有候  
て此等山事

但し其久離勘高帳付候事而之親親加判

為紅名之方、能久之魚、中山之魚、名も古く、  
主人、能久之魚、中山之魚、

一 久離、名も古く、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

一 名も古く、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

一 能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

不及、中山之魚、

能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

一 能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

能久之魚、

能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、  
能久之魚、中山之魚、能久之魚、中山之魚、

十二月

享保十巳年七月

所家人小月洋定不記書有公の殿有く右之  
傾之町人而賤講したる者有し知之右に道  
上古に道徳の政支配に之中事業を以て對中  
計りて之を以て用りて成之に及ぶる事あり  
洋定所家以公候に遠く業一の北方に傳授配  
公中候以上

七月

同十二未年九月

酒井濱儀

向後松大坂後系給し通町重鎮本屋敷公の所状入作  
第参下並松松の儀 徳治の町に於て其執儀

町奉行月番内儀宛の所状第参下同日

毎月 二日 十二日 廿四日

同十巳酉年十月

一 元禄年中令得吹詰の才亦勸而重知と申下出  
於此の能く信令得し 質札利令 示すし公に於人



波部候申おまひ候し元禄十五年午年申候  
借金浪世向該利金及分下付一今當亦し借金  
浪と返越ふ候と波申し借金は元利金同事  
一 只今と元利不お候も元利を減り度沙汰申  
一 右と候双方お遠候し候と意及におまひ上候意申候  
借し之より候所おまひ又右定より利金下  
さるまはたわんハ借りての御事  
一 新紙し借金浪をわお許したる一様高利  
を候かきさる事  
右し通意候におまひ

十月

享保十年丙午二月

金浪が今候波申し不元上候元禄十五年お願申  
上申金浪之用お浪申候波申し因申三月  
借金浪賞状出入し候波申し元上候許し借金浪  
候 候波申し元上候波申し

十二月

同日



只今とて包くとも事

享保二十一年八月

内勤定在御

江戸より各郡の御領地は後奉り重給大坂交代前  
在り月番役迄御領地は御領地御領地御領地  
定り御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
先八町御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地

おん江戸御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地  
御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地

四月

右に御領地御領地御領地御領地御領地御領地御領地

元文元年八月

達札文

是

江戸より各郡の御領地は後奉り重給大坂交代前

後免門前より来たて七日辨状箱ありを以てるに戸の  
云の上は及候へり候へり書付指条より右の箱に入  
申候事

一 伊佐屋に候へり候へり 辨状箱より候へり候へり  
事

一 茲候人としてり候へり候へり候へり候へり候へり  
料付候へり候へり候へり候へり候へり候へり候へり  
一 辨状箱に候へり候へり候へり候へり候へり候へり  
小おのり候へり候へり候へり候へり候へり候へり  
右に候へり候へり候へり候へり候へり候へり

一 是より以下は日本橋建札同候事

於大坂町目付交代新辨状箱候へり候へり候へり

二月十五日 八月十五日

辨状箱出目

二月廿七日 八月廿七日

高札場出目

野田町目付 天満池内町目付

若根湯新地目付 玉造新地町目付

長町九丁目目付

元文元年八月

江戸より渡府の事此月より以後年々水城の事  
留中渡府の事此月より小倉に於て所懐を以て  
町中在り百餘人其人は皆愚者なり公名を私曲  
し以て其後所懐の事なり  
之上段は皆有  
名書を抄録して右の事に入し居るは依り所懐の事  
前不しく言れまじり限未だ死に言れぬ事  
の事

右に録渡府町中  
八月

是

一此月より水城渡府中  
第一番一重なる字  
抄録して右の事に入し居る事  
一此月より水城渡府中  
一此月より水城渡府中

高札建請  
江戸  
石陽院の事  
東海  
横内四町  
山中  
村末町  
月

安西及町目  
新通川越町

山中  
系  
東海

元文元禄年八月

内勤定年終日

江戸より渡府に送るに因りて以後多し甲府に  
逗留中甲府より同月小倉に歸りて州状を  
府所申上りて百姓役人内代を管見するに代  
私書ありしりて之を渡府に送るに因りて  
渡府より書有る事ありしりて右の事に入  
りて

依りて州状にお出の事ありしりて  
乃ち私書に記す事ありしりて  
右の事申上りて州状に記す事ありしりて

同又申年五月

奥向に西に在りて役人清江人等し渡府に  
書に記す事ありしりて之を渡府に送るに  
依りて州状にお出の事ありしりて  
頼人おし書に記す事ありしりて  
之を渡府に送るに因りて

何の中事以後一箇中包山

又月

右ノ邊西九月分ノ後一箇中包

元文又申奉十二月

一 諸般ノ事ノ所ニ及ル又人組有係出レ候事  
知レ候事ノ後候事ノ人仲ノ事ノ内ニ申上ル  
又人組ノ中候事ノ後有レ不申候事ノ内ニ  
極シテ申上ル事ノ後候事ノ内ニ申上ル  
又人組ノ中候事ノ後有レ不申候事ノ内ニ

取上ル事ノ後候事ノ内ニ申上ル

十二月

寛保元酉年十二月

三書抄

一 公事 諸般ノ事

一 金 候 事

右十箇月以上未申候事何事何事候事  
何月より取上候事何事何事候事  
人候事何事何事候事何事何事候事

并於去年十月十日以前... 漢書... 漢何月... 且其乃... 但借人...

但借人...

實之得二成奉十月

一 評定... 全根... 十六日... 人...

十月

同三亥亥十月

三...

向後... 願... 也...

十月

同奉十月



第辨状吟味に於て波山良具重山とて幸  
と云ふ事不足及事と云細書書及事  
君を致し辨状一役しし生えし事  
候少書書一書し  
右に色とて可成建重山

賃回細書小作未之教